

令和2年11月26日開会

令和2年11月26日閉会

(臨時第6回)

田布施町議会議録

田布施町議会議務局

目 次

第1号（11月26日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
事務局出席職員者職氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
議案第61号	4
議案第62号	4
議案第63号	4
散 会	10
署 名	11

田布施町告示第59号

令和2年第6回田布施町議会臨時会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和2年11月16日

田布施町長 東 浩 二

1 期 日 令和2年11月26日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

西本 篤史議員	谷村 善彦議員
國本 悦郎議員	清神 清議員
石田 修一議員	木本 睦博議員
松田規久夫議員	竹谷 和彦議員
穴井 謙次議員	畠中 孝議員
河内 賀寿議員	瀬石 公夫議員

○応招しなかった議員

林山 健二議員

令和2年 第6回(臨時)田布施町議会会議録(第1日)

令和2年11月26日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和2年11月26日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第61号
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第62号
町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第63号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第61号
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第62号
町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第63号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について

出席議員(12名)

1番 西本 篤史議員 2番 谷村 善彦議員
3番 國本 悦郎議員 4番 清神 清議員

5番	石田 修一議員	6番	木本 睦博議員
7番	松田規久夫議員	8番	竹谷 和彦議員
9番	穴井 謙次議員	10番	畠中 孝議員
12番	河内 賀寿議員	13番	瀨石 公夫議員

欠席議員（1名）

11番 林山 健二議員

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本 充君	書記	岩本 周平君
		書記	手島 千晶君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	亀田 典志君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会 計 室 長	惠元 朗夫君	学校教育課長	長合 保典君
社会教育課長	増原 慎一君		

○議長（瀨石 公夫議員） 定刻になりましたので、始めたいと思います。

午前9時00分開会

（ベル）

○議長（瀨石 公夫議員） ただいまから、令和2年第6回田布施町議会臨時会を開会します。

本日、林山 健二議員より欠席届が提出されていますので、ご報告します。

これより本日の会議を開きます。

本日はコロナウイルス感染防止のため、50分に1回程度、10分間の休憩・換気を行いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、谷村善彦議員、國本悦郎議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法1条の規定により、本臨時会における議案の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名はお手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第61号

日程第5. 議案第62号

日程第6. 議案第63号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第4、議案第61号、田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、から日程第6、議案第63号、田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について、まで3件を議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました3議案の概要について、ご説明を申し上げ

ます。議案第61号から議案第63号までの3件は、人事院勧告及び山口県人事委員会勧告をふまえて、国、県に準じて実施する特別職及び一般職の給与改定に伴う条例改正でございます。

まず、議案第61号、田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてでございます。改正内容は、期末手当支給割合の改定でございます。国の「特別職の職員の給与に関する法律」の一部改正に準じて、期末手当の年間支給割合を3.4月分から3.35月分に0.05月分引き下げるものでございます。引下げの方法といたしましては、第1条にありますように、今年度分は、6月期分がすでに支給済みであることから、12月期分を0.05月分引き下げて1.65月分とするものでございます。また、令和3年度分からは、第2条にありますように、6月期と12月期の支給割合が同じになるように、それぞれ1.675月分とするものでございます。

次に、議案第62号は、町長等の給与に関する条例の一部改正についてでございます。改正内容は、議案第61号と同じく、期末手当支給割合の改定でございます。

最後に、議案第63号、田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。まず、人事院勧告、そして山口県人事委員会勧告についてでございますが、「月例給の改定は行わず、期末勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き下げること、その引下分は期末手当に反映すること」とされております。本議案の改定内容は、山口県人事委員会勧告に準じて、期末勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き下げ、総支給割合を年間4.45月分とするものでございます。

引下げの方法といたしましては、特別職と同様に、第1条で、令和2年度12月期分の期末手当を0.05月分引き下げて1.25月分とするものでございます。また、令和3年度分からは、第2条にありますように、6月期分と12月期分の期末手当支給割合が同じになるように、それぞれ1.275月分とするものでございます。

以上、本日まで提案申し上げました議案3件について、その概要をご説明いたしました。詳細につきましては、ご質問に応じ、私及び関係者から説明をいたしますので、宜しくご審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これで、提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。議案第61号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） ないようですので、質疑なしと認めます。

○議長（瀬石 公夫議員） 議案第62号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） ないようですので、質疑なしと認めます。

○議長（瀬石 公夫議員） 議案第63号、質疑はありませんか。はい、國本悦郎議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員）今回出された議案は、県の人事院勧告に準じ、町職員の期末手当の支給率を改定するというのですが、同時に支給される勤勉手当について質問します。

私が6月議会で取り上げてきた町役場のパワハラ問題ですが、その被害職員さんが、人権侵害を受けたとして山口県弁護士会に人権侵害救済の申し立てをしています。先日、中国新聞にもやっと掲載されました。（「議長」と発言する者あり）

その申立制度の利用を勧めたのは私ですが、きちんと調査もしないで、パワハラでないと言い張る…

○議長（瀬石 公夫議員） ちょっと國本議員、國本議員、ちょっと今の63号の給与に関する条例の一部改正なんで、これについてちょっと…勤勉手当のことをちょっと言うてください。勤勉手当はそりゃ分かりますここで。そこをちょっと、どうしたいんかを言うてください。

○議員（3番 國本 悦郎議員） えっとですね、その申立書を、そんなきっかけもあってですね、被害職員さんからは申立書類一式をこちらに提供してもらっています。その申立書を見ますと、いろいろな経過が書いてあります。中国新聞には、「勤勉手当の支給額に扶養手当を含めるという賞与に関する違反を発見、指摘したと主張」と書いてありますので、そのことについて今回は質問します。

勤勉手当の計算式が30年度から変わったようですが、それまでの計算式とその後の計算式の違いと経緯を、議員みんなに分かるように教えて頂きたい。

○総務課長（亀田 典志君） 一時金ボーナスにつきましては、期末手当、勤勉手当ということで出しております。期末手当につきましては、給料に扶養手当を足したものに、役職加算を加えたものに何カ月分ということで計算いたします。ですけど、勤勉手当につきましては、給料に扶養手当を足したものが全体の総額だということで条例に書いてあります。で、その基礎額、計算の根拠につきましては、扶養手当を除いた給料にですね、役職加算足したものに何カ月分をかけるということになっています。

先ほど國本議員さんから言われましたけど、平成30年度からはですね、その扶養手当の分の財源を人事評価によってそれを反映したものでやっていると。それまでにつきましては、扶養手当を加えたものでですね、対応していたというのが現状でございます。以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） まあ、勤勉手当というのは、仕事の成果への報酬にも係わらずですね、29年度までは月額扶養手当まで基礎額に算入してから計算しております。じゃああの、田布施町の職員の家族は、町の仕事で成果を出してるんでしょうか。出してるんだったら、その扶養手当を加えて計算するっていうのは妥当かなっていうふうに思うんですが、どうなんですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今の問題につきましてはですね、各市町含めて平成26年頃からですね、国に指導があって、いろんな取り組み、成果主義を含めた形での取り組みをやってまいりました。

現在もですね、よその市町の条例をみられたら、公開されてますんで分かると思うんですけども、何市かはですね、勤勉手当に扶養手当を含んだ条例を作成してますんで、そういう形で支給されているんだろうと思います。詳しくは調べていないのでわかりませんが、条例上見る限りはそういう形で対応してますんで。田布施町の対応がどうなのかということとはわかりませんが、他の市町と同様の対応をずっととってきてまして、成果主義を入れた時点で変更したということでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 人権侵害救済の申立書を見ますと、29年度にパワハラ被害職員さんからですね、条例違反じゃから勤勉手当に扶養手当を入れないように進言があったというふうに書いてあります。これ29年度ですけど、見送ってますよね。被害職員はですね、某議員のように、これまでに何度も、12月議会で議員の期末手当の引き上げに反対しながら、その引き上げ分を供託しないで平然と貰う人と違ってですね、29年度の勤勉手当の水増し分を田布施町にふるさと納税しております。何故その29年度の時点で見送ったのでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほど副町長が申し上げましたが、26年、総務省から通知がございまして、いろんな勤勉手当、制度ができた時からですね、やっぱり不明な点が沢山ございまして、総額に扶養手当を入れるということで、条例に扶養手当を入れたりですね、成績率もまったく制度化されないような形でですね、職員からみたら、成績率というものは補償されているのに、その制度がないというようなことがずっと続いておりまして、総務省の方からは是正なさいというような通知がきました。

その前からですね、職員組合といろいろ是正に向けた話はすでにいたしておりましたが、やはり、昔からの運用というものをですね、職員労働組合と合意がするのに時間がかかったということで、27年、28年、29年ですか、ずっと職員組合の方と協議をしてきて、人事評価の制度がまだできておりませんでしたので、人事評価で、成績率をと申しまして、そういったものを反映できる制度がまだ試行もやっておられませんでしたし、それから試行をやりながら本試行、本施行ということになってまいりましたので、どうしてもですね、3、4年、時間がかかったというのは事実でございますが、既に3年前にですね、職員労働組合の方と合意いたしまして、是正の方はいたしております。

県内でもまだ同様に続けられているところもありますが、本町の場合はですね、3年前にもうそういう勤勉手当の成績率化ということですね、実施をいたしております。以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 実際に26年の8月に総務省からですね、是正するような通知が出ているかと思うんですね。それじゃから、その時点でそれをきちんとやっとれば、こういうようにずっと、まあ、その被害職員がですね、進言するまでもなく、上手くいっていたと思うんですよ。それじゃから、どうしてそういった時点でできなかったのか。今までのいろんな問題についても、そういったことがわかっている時点でやっていないという事案がいっぱいあったと思うんですよ。ちょっとその辺についてどうにか答弁できませんか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほど申し上げましたように、勤務条件というのは、職員組合と合意をして実施をするということが前提になっておりますので、そういったことで、3、4年協議をして、是正にするまで時間がかかったということで、まったく無視をしたわけでもございませんで、国の方針に沿ってですね対応はしてきたことが事実でございます、少し時間がかかったということではございますが、3年前に是正はいたしております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 一応あのまあ、職員組合との合意ということを優先するのかわかりませんが、条例で決まっておるわけなんですから、そちらの方を優先してやるのが妥当じゃないかと思うんですよ。まあ、あれですもんね、26年以降、全然是正してなかった29年度分までは、どうも私のあれからするとですね、公金の不正支出になるんじゃないかと思うんです。こういった公金の不正支出があった場合には、まあ今後どうされるのか。か、もうこれははあ済んだことだからということで処理されるんかどうか。お答えください。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 公金の不正支出という認識はまったくございませんので、どのような対応といわれましても、現状のままで考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 一応こういった事実があったということですね、町民に広く知らせ、こういったように今後するんか、お答えいただきたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） この問題はですね、国の指導の下に全国の市町がいろいろな対応をしてきております。その中で、田布施町も割と早い段階での対応だというふうに考えておりますので、町民に知らせることを、どういう形で知らせるかと言われてもですね、ちょっと今方法は分かりませんが、運用として若干不適切な部分はあったかもわかりませんが、条例の中でですね、総額の中で扶養手当は含むという形の条例の中で動いておりますので、条例を根拠にすればですね、若干言

われるように不適切な部分はあるかも知れませんが、運用として他の市町の状況をふまえて考えれば、田布施町としてはわりと早い対応でやってきているというふうな認識であります。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員、それでね、ちょっと待ってください。63条については、100分の12.5を改めてこのようにするという、この減額のあれでございますんで、減額のほうでちょっと質問があれば、はい、今ちょっとそのほうはちょっと違うところでお願いします。

○議員（3番 國本 悦郎議員） もう一回だけ。すみません。あの、一応扶養手当を含むというのは勤労手当には馴染まないということでよろしいでしょうか。以前の。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） その辺が、国も総額では扶養手当を入れて、民間との比較をするなかで出来てきた制度でございますので、その制度設計そのものは国家公務員の制度、地方公務員の制度、同じ形でスタートしてまいりました。ですから、今時点でそういった状態になっておりますが、この制度ができた時からですね、やっぱり、公務員というのはスト権がございませんので、人事院勧告に頼るということで、給与制度が出てきたわけでございますが、その時に総額として、扶養手当を入れるという、国が打ち出した制度でございますので。それを國本議員がおっしゃるようにそれがその勤労とどう結びつくのかと言われるとですね、非常に難しい面があるかと思いますが、私どもは、現在の制度でやっていくしかございませんので。そのできた当時の考え方、が少しですね、私も理解できませんけれども、現在は、成績率というもので3年前からすでに是正しているとしか申し上げようがございません。以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） ないようですので、質疑なしと認めます。

○議長（瀬石 公夫議員） お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号から議案第63号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号から議案第63号までは、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（瀬石 公夫議員） これから討論を行います。議案第61号の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認めます。

○議長（瀬石 公夫議員） 議案第62号の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認めます。

○議長（瀬石 公夫議員） 議案第63号の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 議案第61号、田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、を採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立多数です。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（瀬石 公夫議員） 議案第62号、町長等の給与に関する条例の一部改正について、を採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立多数です。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（瀬石 公夫議員） 最後に、議案第63号、田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（瀬石 公夫議員） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じます。令和2年第6回田布施町議会臨時会を閉会します。

（ベル）

午前9時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 瀬 石 公 夫

署名議員 谷 村 善 彦

署名議員 國 本 悦 郎